

船橋税務署の印紙税等間接諸税事務について

令和6年7月10日以降、船橋税務署には間接諸税担当職員がおりません。
船橋税務署の印紙税等間接諸税事務につきましては、千葉東税務署で次のとおり
行っております。

○ 間接諸税担当職員

船橋税務署には、間接諸税担当職員が常駐しておりませんので、千葉東税務署
法人課税第1部門から、電話や文書によりお問合せをさせていただくことがあり
ます。

○ 印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続の対応

印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続は、**事前予約**により対応させてい
だきます。

【事前予約連絡先】

千葉東税務署 法人課税第1部門 電話番号 043-225-6811

※ 税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。
自動音声にしたがって、「2」番を選択していただき、上記担当までご連絡ください。

○ 間接諸税事務に関する面接相談への対応

間接諸税に関する面接相談は、**事前予約**により対応させていただきます。
※ 事前予約連絡先は、千葉東税務署法人課税第1部門（上記と同じ）です。

○ 間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は国税庁ホームページの
「タックスアンサー」をご利用いただくか、国税局電話相談
センター（0570-00-5901）にご相談ください。

国税に関する
ご相談について
(国税庁HP)



○ 申告書・申請書等の提出先

■ e-Taxで提出する場合

船橋税務署に
送信願います。



■ 郵送で提出する場合

次の送付先に送付願います。

〒262-8507

千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地
東京国税局業務センター千葉西分室